

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年9月1日～平成31年8月31日

2. 内容

目標：平成31年8月31日までに、年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間10日以上と設定し、実施する。

<対策>

- 平成28年9月～ 年次有休休暇の取得状況について実態を把握
- 平成28年10月～ 取得状況のとりまとめを会議にて報告
- 平成28年12月～ 毎月1回の責任者会議にて検討、各事業所内で検討開始
- 平成29年1月～ 年次有給休暇取得状況一覧表を事業所ごとに作成し、本部・各事業所で実態の把握開始、職員への取得促進取り組みの開始
- 平成30年3月～ 昨年度の年次有休休暇の取得実績を一覧表で作成し、実態把握
- 平成30年4月～ 引き続き職員への取得促進取り組みを実施、昨年度の反省を活かし社内体制の見直し・改善
- 平成31年7月～ 取得促進の取り組みを始めてからの、有休休暇取得実績推移を作成この取り組みの成果を報告、次年度以降の取り組みについて検討